平成２８年（フ）第６１号
兵庫県明石市大久保町大窪1310番地の９
債務者　堤　有見子
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
広島県呉市広大新開１丁目１番35号　広本アパート２Ｆ
債務者　岡田　成康
１　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第２５号
広島県呉市東畑１丁目２番12号
債務者　宮本　昌治
１　決定年月日時　平成28年４月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１２９号
千葉県我孫子市柴崎台４丁目５番25―403号　サポーレ天王台
債務者　野口喜代子
１　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１４２号
千葉県松戸市馬橋506番地の14
債務者　増澤　一郎
１　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１５０号
千葉県我孫子市柴崎台３丁目８番７号　プラムガーデン我孫子107号
債務者　川村　光幸
１　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２９４号
愛知県弥富市鯏浦町方六32番地１　ハイツウサミＢ―102
債務者　清水　俊治
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５７号
熊本市東区尾ノ上２丁目18番５号　セジュール尾ノ上101
債務者　谷崎　裕一
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３１号
神奈川県横須賀市森崎１丁目15番18号　山崎マンション201
債務者　池田　正人
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第３９６号
愛知県豊明市栄町南舘107番地８　サンライトヒルズ２Ａ号
債務者　濵田麻里子
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１号
松江市八幡町45番地２、前住所松江市古曽志町567番地173
債務者　**廣**江　　篤　（旧姓錦織）
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
山口市穂積町２番２―105号
債務者　吉井　秀美
１　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
宮城県黒川郡富谷町ひより台１丁目20番地６
債務者　阿部　良子
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２１号
群馬県桐生市相生町２丁目389番地の７
債務者　星野　梨紗
１　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２３号
群馬県桐生市相生町２丁目486番地の51
債務者　藤掛　祐子
１　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第８５号
埼玉県比企郡小川町大字大塚498番地51
債務者　芦田　　太
１　決定年月日時　平成28年４月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１３号
千葉県木更津市請西４丁目１番16―205号
債務者　中野　信直
１　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
千葉地方裁判所木更津支部